やさシティ、まつど。
matsudo

松 戸 市 報 道 資 料
令和８年１０月２８日

職員の懲戒処分について
（公務外での飲酒運転）

令和８年１０月２８日付で行った懲戒処分について、報告します。

１　対象職員

街づくり部建築保全課　再任用　中山　則夫　（６５歳・男性）

２　処分内容

懲戒免職

３　処分事由

地方公務員法第２９条第１項第１号
（法令違反があった場合）
地方公務員法第２９条第１項第３号
（全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合）
地方公務員法第３３条
（信用失墜行為の禁止）

４　処分日

令和８年１０月２８日付

５　事故発生年月日

令和８年１０月１３日

６　事故の概要

令和８年10月13日（火）午後４時半頃、対象職員が松戸市千駄堀の路上において、自家用車をバックさせた際、路上を歩いていた男性の足に車両が接触した。男性がその場で110番通報を行い、警察官が現場に駆け付け、呼気検査を行ったところ、基準値を超えるアルコールが検出されたため、自動車運転死傷処罰法の危険運転致死傷罪の疑いにより現行犯逮捕となった事故。

なお、事故当日、対象職員は休暇を取得していた。

やさシティ、まつど。
matsudo

7　市長コメント

今回の事故によりお怪我をされた方に対しまして、心よりお見舞い申し上げますとともに、深くお詫び申し上げます。

本市職員が飲酒運転により人身事故を起こし、逮捕されたことは誠に遺憾であり、市民の皆様に深くお詫び申し上げますとともに、市民の信頼を損なう事態を招いたことを重く受け止めております。

飲酒運転は、重大な交通事故を引き起こしかねない極めて悪質な行為であり、決して許されるものではありません。今後、このような事態を二度と起こさないよう、全職員の服務規律の徹底と綱紀粛正を図り、再発防止に全力で取り組んでまいります。

【本件に関する問い合わせ先】
〒２７１－８５８８　千葉県松戸市根本３８７－５
松戸市総務部人事課　☎０４７－３６６－７３０６
ＦＡＸ０４７－３６６－５６７４　✉ mcjinji@city.matsudo.chiba.jp